

市会議案第14号

政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会の設置について

上記の議案を提出する。

令和4年10月26日提出

吹田市議会議員 玉井美樹子

同 齋藤 晃

同 矢野伸一郎

同 西岡 友和

同 山根 建人

同 五十川有香

政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会の設置 について（案）

1 特別委員会の設置

本市議会に、地方自治法第109条及び吹田市議会委員会条例第4条の規定により、委員9名からなる政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会を設置する。

2 調査事項

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査する。

- (1) 令和4年10月7日の議会運営委員会において報告された、大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る事項

3 調査権限

本市議会は、2に掲げる事項の調査を行うため、次の権限を上記特別委員会に委任する。

- (1) 地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限
- (2) 地方自治法第100条第10項の規定により、団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限
- (3) 地方自治法第98条第1項の規定により、2に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求し、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限

4 調査期限

上記特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで、議会閉会中においても調査することができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、50万円以内とする。